

箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会の設置について

子ども未来創造局 学校教育室

- ◆ 平成30年10月、箕面市内の中学校がいじめ事案を認知し、これまで学校と教育委員会とで対応してきましたが、令和元年11月、被害者の保護者より、独立した第三者委員会を設置し、いじめの事実関係などの調査を行うよう要望がありました。
- ◆ この要望を受け教育委員会は、当該いじめをいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、重大事態として調査が必要であると判断し、第三者委員会を設置することを決定しました。
- ◆ この第三者委員会の設置にあたり、現行の「箕面市いじめ防止対策推進協議会条例」に基づき設置している組織を、法の趣旨に沿って整理するため、現行条例を廃止し、新たに「箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を制定します。

1 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会について

(1)所掌事務

- ・いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を調査審議する。

(2)委員の構成

- ・委員長(弁護士1名)、委員(弁護士1名、臨床心理士1名、臨床発達心理士1名、社会福祉士1名)、計5名を予定。
- ・調査の公平性・中立性確保の観点から、職能団体等からの推薦による委員で構成する。
- ・調査委員会は、必要に応じて調査補助員を置くことができる。

(3)補正予算概要

【歳出】 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会

報酬 4,000,000円 (会議:6人×1回、調査:2人×4時間/回×40回、
会合:6人×4時間/回×5回)

2 「箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例」について

- ・第三者委員会の設置に伴い、法の趣旨に沿って、「箕面市いじめ防止対策推進協議会条例」に基づき設置している組織の整理再編を行うため、現行条例を廃止の上、新たに「箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例」として制定する。

○「箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例」で設置する機関

設置者	現 行	条例案
教育委員会	◇箕面市いじめ防止対策推進協議会 (法第14条第1項、第3項) ・教育委員会・市長の附属機関 ・関係機関との連携、いじめ問題等の対策に関する事項を調査審議	◆箕面市いじめ問題対策連絡協議会 (法第14条第1項) ・いじめの防止等に係る機関・団体の連携の推進、必要な事項の協議、連絡調整。
	◇いじめ問題等調整部会 (法第14条第3項、法第28条第1項) (市条例施行規則) ・上記推進協議会の部会 ・いじめ、体罰等、児童生徒等の教育に関わる諸問題等の事案について、定期的に調査・審議、重大事態への対処。	◆箕面市いじめ等調整委員会 (法第14条第3項、法第28条第1項) ・教育委員会の附属機関 ・いじめ、体罰等、児童生徒等の教育に関わる諸問題等の調査審議 ・重大事態の学校調査の結果の審議など
		◆箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会 (法第28条第1項) ・教育委員会の附属機関 ・いじめ重大事態に係る事実関係についての調査審議 ・委員は調査の公平性・中立性確保の観点から、職能団体からの推薦により構成
市長	◇重大事態調査部会 (法第30条第2項)(市条例施行規則) ・上記推進協議会の部会 ・いじめに係る重大事態に係る再調査。	◆箕面市いじめ重大事態再調査委員会 (法第30条第2項) ・市長の附属機関 ・いじめに係る重大事態に係る再調査。

○委員報酬

	種 別	現 行	条例案
1	委員会会議への出席(日額)	8,900円	8,900円
2	調査、その他書類作成等の報酬(時間あたり)		11,000円(上限)

※上記2「調査、その他書類作成等の報酬」は、日本弁護士連合会「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」(30分5,000円(税別))から算定した。